

改正

平成31年3月28日条例第1号

令和3年3月30日条例第1号

鴻巣市水道施設整備事業評価審議会条例

(設置)

第1条 水道施設整備事業（以下「事業」という。）の評価等を行うため、鴻巣市水道施設整備事業評価審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、事業の事前評価及び再評価の対応方針について審議し、市長に意見の具申を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、水道事業について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、市長に意見の具申を行う日までとする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道部水道課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日条例第1号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。